

「建設労働者確保育成助成金」の 事務手続きについて一部改正しました

1 技能実習コースの事務手続き

➤ **平成28年10月1日以降に開始する技能実習コース
支給申請書の提出期間を変更しました**

技能実習の開始日	提出期間
平成28年9月30日までに開始	技能実習を終了した日の翌日から起算して原則2か月以内
平成28年10月1日以降に開始	技能実習を終了した日の翌日から起算して原則2か月以内 ただし、技能実習を行った期間の賃金の支払日から 支給申請期限まで2週間未満の場合は、 技能実習を行った期間の支払日から2週間以内

➤ **平成29年4月1日以降に開始する技能実習コース
計画届の届出期間、様式及び添付書類を変更しました**

技能実習の開始日	届出期間
平成29年3月31日までに開始	技能実習を開始する日の 原則6か月前から1か月前まで
平成29年4月1日以降に開始	技能実習を開始する日の 原則2か月前から1週間前まで

例1：平成29年3月15日に技能実習を開始する場合
平成28年9月15日～平成29年2月15日までに、**現行の**様式・添付書類を届出

例2：平成29年4月1日に技能実習を開始する場合
平成29年2月1日～平成29年3月25日までに、**変更後の**様式・添付書類を届出

変更後の計画届様式（様式第2号、様式第2号の2）及び添付書類は厚生労働省ホームページをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000119111.html>

2 作業員宿舍等設置コース（賃貸住宅の賃借）の事務手続き

➤ **平成28年10月1日以降に実施する作業員宿舍等設置コース（賃貸住宅の賃借）
計画届の届出期間を変更しました**

事業の実施日	届出期間
平成28年9月30日までに実施	事業を実施しようとする原則2週間前、かつ 公共職業安定所のあっせんにより面接を行った日から起算して 原則2週間以内の日まで
平成28年10月1日以降に実施	事業を実施しようとする原則2週間前、かつ 公共職業安定所のあっせんにより面接を行った日から起算して 原則1か月以内の日まで

詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。